

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和6年

第3回東栄町議会臨時会

会 議 録

令和6年11月22日(木)

令和6年第3回東栄町議会臨時会会議録

招集年月日 令和6年11月22日（金） 開議 午後3時00分
散会 午後4時03分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

1番 岡田浩二	2番 佐々木一也
3番 浅尾もと子	4番 櫻井孝憲
5番 伊藤真千子	6番 西谷賢治
7番 村本敏美	8番 加藤彰男

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

1番 岡田浩二	2番 佐々木一也
3番 浅尾もと子	4番 櫻井孝憲
5番 伊藤真千子	6番 西谷賢治
7番 村本敏美	8番 加藤彰男

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	亀山和正
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和6年第3回東栄町議会臨時会議事日程

出席議員の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 承認第 6 号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 4 承認第 7 号 令和6年度東栄町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めることについて

日程第 5 議案第50号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 6 議案第51号 損害賠償の額の決定及び和解について

日程第 7 議案第52号 損害賠償の額の決定及び和解について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

只今から令和6年第3回東栄町議会臨時会を開会します。

只今の議員出席数は8名です。定足数に達していますので直ちに本日の会議を開きます。
なお岡田教育長から公務出張により欠席の申し出を受けておりますのでご了解をお願い致します。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、会議録の署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により1番岡田浩二議員、4番櫻井孝憲議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。これに、ご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認め、そのように決定いたしました。

----- 承認第 6 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 3、承認第 6 号「令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

承認第 6 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号の専決処分の承認を求めることについて。それでは予算書の 1 ページをお願いします。専決第 6 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 6 号について。令和 6 年度 10 月 27 日執行の第 50 回衆議院議員総選挙及び第 26 回最高裁判所裁判官国民審査について予算措置を講じる必要が生じましたが議会を招集する暇がないため 10 月 10 日付で専決処分させて頂いたものです。続いて 2 ページをお願いします。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ 633 万 7 千円を追加し予算総額を 43 億 6,690 万円とするものです。それぞれ予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いします。6 ページをお開きください。2 款 4 項 8 目、衆議院議員総選挙最高裁判所裁判官国民審査費 1 節報酬は期日前投票及び投票日に係る投開票立会人、投開票管理者並びに選挙期間中の選挙管理委員会委員に対するものです。3 節投開票事務従事者手当は投開票事務等に携わる職員に対するものです。7 節ポスター掲示場謝礼は町有地を除くポスター掲示場の設置場所の提供をして頂いた方に対するものです。8 節旅費及び 10 節需要費は選挙執行全般に係る事務費です。11 節郵便料は入場券各種通知および不在者投票等に係るものです。電話料は投票所からの速報に係るものです。12 節ポスター掲示場設置委託料は 48 か所の候補者ポスター掲示版の設置及び撤去作業を委託するものです。入場券作成委託料は選挙人に配布する投票所入場券作成を委託するものです。13 節は投票日当日の 12 投票所及び個人演説会会場使用料とポスター掲示用の掲示板借り上げ料です。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。15 款 3 項 1 目総務費県委託金 4 節衆議院議員選挙事務委託金は、今回の衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に係る経費として交付されるものです。以上で説明を終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

総選挙また最高裁判所裁判官国民審査に係る費用についてお尋ねしてまいります。補正予算説明書の 6 ページですね、歳出の中の報酬についてまずお尋ねいたします。報酬のなか 3 項目ございますが、投票立会人及び開票立会人報酬が 65 万 1 千円でありました。投票

管理者及び開票管理者報酬が 28 万 9 千円でありました。そして投開票事務従事者手当が 280 万円でした。分かる範囲でこれらの報酬のうち 1 人当たりのそれぞれいくらであったかという報酬額と携わった人数を伺いたいと思います。また投開票立会人及び開票立会人投票管理者及び開票管理者の選定基準、公募を行ったかどうかということをお伺いいたします。併せてですね、今回の衆議院選挙また国民審査大変急なスケジュールとなりました。印刷物の遅れですとか入場のトラブルなどつつがなく終えたかどうかということをお簡単に教えて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず投票立会人及び開票立会人の報酬 1 人当たりですけれども、まず期日前投票の投票立会人、こちらが 1 日 9,600 円の 2 名の 11 日間、次に投票日当日ですけれども 10,900 円を 12 投票区ありますので 24 名分、開票立会人につきましては 8,900 円の 10 人で選挙区と比例とありましたので 10 人かける 2 ということでこちらは国の基準に基づいた単価を使用しております。あと投票管理者と開票管理者につきましては、期日前投票が 1 万 1,300 円の 11 日間、投票日当日が 1 万 2,800 円の 12 名分、開票管理者につきましては 1 万 800 円の 1 人分ということでこちらも国の基準に基づいております。あと職員手当につきましては、それぞれ職員給与月額が異なりますので単価がそれぞれバラバラですけれども、一般的な時間外勤務手当の計算式で積算をしております。あと最後の質問ですけれども、印刷物の遅れ等トラブルはなかったかということですが、入場券が選挙人のお手元に届くまでに公示から 2 日程度要しましたけれども、これ以外につきましては印刷物の遅れなどトラブル等ございませんでした。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、大きなトラブルなく終えたということで大変良かったと思います。投票立会人および開票立会人ですとか投票管理者及び開票管理者について、町がお願いして依頼していると思いますけれどもどのような基準で選んでいるのか、また公募を行っているのかどうかをことを改めて伺いたいと思います。そしてもう 1 点ですね、報酬の中の選挙管理委員会委員報酬 16 万 5 千円についてお尋ねいたします。この報酬 16 万 5 千円の中にですね、委員が候補者の個人演説会に同席するために支払われた金額が含まれるかということをお尋ねしたいと思います。町は従来町内で実施する選挙において個人演説会の会場に選挙管理委員や事務局員を同席させていました。こういうことは近隣市町村ではない対応だったんですけれども、今回の衆議院選挙にあってはですね、町内の個人演説会で事務局員はで

すね同席せず開始前に会場の準備や片付けができるかという確認して帰られるということがありました。この間の対応が変更されたものと思いますけれども、この変更の理由と今後も同様の対応とられるのかということをお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

すみません。最初の質問で答えなかったですけれども公募はしておりません。投票立会人、投票管理者につきましては、なるべく地元の方をお願いしているんですけれども、やって頂ける方がなかなか見つかりませんので、今はほとんどの投票所においては管理職の方をお願いしてやってもらっています。立会人につきましては選挙区から選出するようにしております。あとは個人演説会の件ですけれども、実際に会場が大きいと施設管理者が準備片付けすることになっておりますので、その点で選管の委員、選管の事務局の職員が行って準備と片付けをする関係で行ってございましたけれども、別に立ち会うという感覚ではなくて、施設管理者が準備片付けしなければならないという観点で行っております。ですので、特に小学校の屋内運動場ですとか花祭会館など大きな会場でやるときには必ず、やはり、いすを並べたり片づけたりとそういった作業が必要ですので、これから先も選挙管理委員あと事務局の人間は準備片付けに行くように今後なると思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。3回目です。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁いただきました。大きな会場を使った個人演説会ではですね、準備や片付けのために今後も選挙管理委員や事務局が参加する、そこにあたるということで今お話がありました。個人演説会に参加される方の中には、スーツなどの格好ですね、腕章をまいた委員や町の事務局員がですね後ろに立って演説会を見ているという様子を威圧的に感じる方もおられます。準備のために必要だということをおっしゃったんですけれども、準備が十分演説会の主催者によって賄われているから立会いが不要だということを申し出があればですね、委員や事務局員を配置する必要はないのではないか、そのように対応して頂きたいと思うんですけれども認識をお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

はい委員が言われたことを踏まえまして選挙管理委員会で検討していきたいと思います。

議長(加藤彰男君)

はい、他によろしいでしょうか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり。)

討論なしと認めます。

これより承認第6号の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

(「なし」の声あり。)

ご異議なしと認め承認第6号は原案のとおり承認されました。

----- 承認第7号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第4、承認第7号「令和6年度東栄町一般会計補正予算第7号の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長(伊藤克明)

承認第7号令和6年度東栄町一般会計補正予算第7号の専決処分承認を求めることについて。それでは予算書の1ページをお願いします。専決第7号承認第7号令和6年度東栄町一般会計補正予算第7号について、旧本郷保育園改修にあたり消防設備設置工事等を施工するための予算措置を講じる必要が生じましたが議会を招集する暇がないため10月24日付で専決処分させて頂いたものです。続いて2ページをお願い致します。今回の一般会計の補正は歳入歳出それぞれ31万4千円を追加し予算総額を43億6,721万4千円とするものです。それでは予算書により説明させて頂きます。歳出からお願いします。6ページをお開きください。3款1項3目障害者福祉費14節旧本郷保育園消防設備設置等工事は、現在進めている旧本郷保育園改修に伴い消防法の規定により自動火災報知機装置と誘導灯を設置する必要が生じたことにより、その工事について追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4ページをお開きください。19款1項1目繰越金1節前年度繰越金は今回の補正の財源とするものです。以上で説明を終了させていただきます。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

1 番議長。この補正予算は先の第 3 回 9 月議会で議案第 48 号令和 6 年度東栄町一般会計補正予算第 5 号で審議した内容の関連であるということに私自身思います。令和 7 年 1 月から事業開始するため速やかに許可申請しなければならないのでご理解されたいとのことで記憶しております。ここで 1 つ質問なんですけれども、7 年 1 月に間に合わせるために専決処分せざるを得ないことは理解できますが、他方、改修工事契約にあたり、工事見積書をうのみにし、消防署などを含めた関係機関とのすり合わせが出来ていなかった、その結果というふうに考えられるが、この辺についてどう考えるのかお伺いいたします。また金額の高にも関わらず猛省を促したいと考えます。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

今ご質問があった内容につきましてですけれども、今回 1 月の事業所開所に向けまして、愛知県への事業所の指定届出期限が 11 月 10 日であったため、早急に消防設備を改修し消防署への届け出を急いだという案件でございますけれども、いま議員がおっしゃられるように消防署等との関係機関とのすり合わせができないまま予算を要求した内容となっております。今後は事業を行うにあたりまして、関係機関とのすり合わせ等不備がないように慎重に対応していきたいと思っております。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

岡田議員。

1 番(岡田浩二君)

わかりました。私自身も議員となって 2 年目を迎え予算のことが徐々にではありますがわかってきたというように感じておりますけれども、予算執行においてですね、目的とか事業効果、経費と財源構成の妥当性などの観点で審議もずっとしてきたつもりであります。しかし、私歳出ばかり目を向けてですね歳入で、歳入に関してどうも意識を薄かったかなということを自分自身多少なりの反省はしております。歳入について質疑は行いませんけれども今回の繰越金からの充当であり、9 月議会でも 4 千万円近い繰越金を充当しております。大きな災害の発生期間は過ぎたという状況でありますけれども、いま異常気象というようなことで、大雪にこの冬なるとは限りませんので慎重なこの繰越金を執行して頂きたいなというこれは 1 つ要望です。その中でですね、今回のこの補正予算に係るここの

の関係についての今年度中の補正なりはないというふうに理解してよろしいですかね。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

今の議員の質問につきましてはまだ工期の期間中でありますので、状況が、もし何か工事の内容等で特段の支障があればそういうことも考えられると思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

はい、浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

続いてお尋ねいたします。旧本郷保育園を使用してですね、豊川市で障害者施設などを経営しているここいの株式会社が障害者相談支援業務等行うために改修工事をしていることに関してですね、追加の支出が生じたということであります。改めて工事の内容をお尋ねしたいと思います。自動火災報知設備と誘導灯設置するということ副町長からご説明がありましたけれども、これはどのような法律で設置を義務付けられているものなのか、あるいは何部屋にいくつですとかどの程度つけなければいけないのか、大まかに教えて頂けたらと思います。そして 11 月の 10 日が県への届け出の期限であったということを伺いましたので工事は済んでいるものと思いますが、その工事の実施状況を伺います。それから、先ほど岡田議員がおっしゃった通りであるんですけれども、9 月議会の時点で工事の必要性を認識できなかった理由を改めて伺いたいと思います。設計に関する書類かんたんな図面なども示されておりましたが、その中で消防などに関連機関とのすり合わせが行われていなかったということがご答弁であったんですけれども、気づけるポイントはあったのではないかと思いますので、どうして 9 月議会でこれらが必要だとわからなかったのか改めてお伺いしたいと思います。それからですね、事前にお送りしている質疑の中でもう 1 点お尋ねいたします。障害者相談業務などの準備状況をお尋ねしたいと思います。この事業が来年 1 月からスタートできるのかということですね、許可等の手続は順調に行なわれているか、その他施設の改装は順調に行なわれているか、又職員や利用者の方の目途はついているか、併せて町との間での賃貸料などを教えていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

工事の内容につきましては、先ほど議員が申されましたように生活介護で使用する浴室

の脱衣場と入口に定温式スポット型感知器を設置し、故障していました廊下の煙感知器を取り換えまして、廊下にあります避難誘導灯 2 基を新たに取り換えてあとバッテリーも 2 基取り替えたものになります。あと、こちらの改修につきましては消防法に基づいて工事を行ったものでありますけれども、基準でありますけれども自動火災報知設備につきましては 300 m²以上のところには設備が必要だということの基準があります。また、誘導灯につきましてはどの施設も必要であるということの基準が書かれておりまして、その内容に沿った形で今回工事を行っております。また工事の実施状況でございますが、10 月 27 日の日に工事自体の作業の方はすべて完了しまして 1 月の開所に向けて 11 月 10 日付で県への写真等の、その書類等の提出が必要であったために今回専決で進めさせて頂いた案件となっております。また、工事の必要性を認識をできなかった理由をとということですが、浴槽設置による消防設備の追加が今回大きなところで必要になったわけですが、消防法関連法令私ども知識の不足の方から工事の必要性を認識できずに事業者が申請書類を作成する段階で必要性を把握したということで認識が出来なかったということでございます。また事業の準備状況でございますが、準備状況につきましては 1 月 10 日付けで愛知県さんのほうへ許可申請を行っております。施設の改修状況につきましては現在水回りというか大きなところの方の工事がすみまして、今現状は施設の清掃準備につきましては、改修工事が大きなところが終わって後細かいところは来月末までに行うという予定であります。あと職員の確保につきましては、サービス管理責任者につきましては豊川から派遣し、その他については町内の方を雇うということ聞いております。人員につきましては確保できる見込みだと聞いております。また利用者のか確保については今回の許可申請が下り次第行くと聞いております。このような形で 1 月開始に向けて準備をしております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、ありがとうございます。愛知県への許可申請についてですね 1 月 10 日付で行ったと聞こえたんですが 11 月 10 日で間違えないかと思いますがその点改めて確認させてください。もう 1 点ですね、町が障害者相談支援業務を委託するということになりまして町の事業を行う事業者となりますから、町からですね町民にこの間アナウンスがされていないというふうに私は認識しておりますけれども、委託先を変更するということ含めて町民に新しい事業を周知して頂きたいと思います。障害のお持ちの方やご家族から新しい施設ができるのかというお尋ねも頂いておりますので、是非町からご案内頂きたいと思いますが認識を伺いたします。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

町民への周知につきましては改修とですね、事業者が、こういった事業者が行うということそういったことにつきましては 12 月号の広報誌と一緒にちらしを配布する今のところ現在予定で考えております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます

これより承認第 7 号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め承認第 7 号は原案のとおり承認されました。

----- 議案第 50 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 5、議案第 50 号「損害賠償の額の決定及び和解について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

議案第 50 号損害賠償の額の決定及び和解について。提案理由につきましては損害賠償の額を定め及び和解するため議会の議決が必要があるからです。内容といたしまして、公用車運転中に発生した事故について次の通り損害賠償の額を決定し和解することについて地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。事故の内容ですけれども、事故の発生日が令和 6 年 10 月 11 日、発生場所につきましては静岡県浜松市中央区砂山町 6 の 2、J R 浜松駅南口。事故の内容ですけれども、J R 浜松駅南口ガード下に公用車のバスを駐車しようとした際当方公用車の左後方部が先に駐車していた相手方車両の右前方部に接触しました。損害賠償の相手方は記載の通りであります。損害賠償の額につきましては 22 万 400 円となっております。説明は以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

公用車の事故についてお尋ねいたします。公用車を他の方の持ち物である車両にぶつけてしまってますね 22 万 400 円の損害賠償を支払うという議案であります。まずですね、公用車の事故、私が知る限り初めてではないですが事故の時に状況がわかるようにですね町では公用車にドライブレコーダーを設置しているかということをお尋ねしたいと思います。そして事故が起きた際にドライブレコーダーの画像を確認しているかどうか併せて、それによってですね事故当時の状況がわかると思いますので詳しい状況をお伺いしたいと思います。今回の議案を見ますとね、駐車しようとした際に当方公用車の左後頭部が先に駐車していた相手方車両の右前方部に接触したと書いてあるだけなのでどうして接触したのかということをお教えいただければと思います。バックした時に不注意にぶつけてしまったとか状況を詳しく教えて頂きたいと思います。それからですね、今回の事故の発生場所が J R 浜松駅の南口ということでありました。浜松駅まで出張等バスでかけていたと思いますけれども、浜松駅で行っていた目的とですね、それから今回の議案の中には誰か運転していたかという情報は記載されていないんです。町の職員であるのか委託先であるのかというような町との関係を教えて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず公用車へのドライブレコーダーの設置状況でありますけれども、総務課管理の公用車につきましては 18 台中 10 台がドライブレコーダーの設置をしております。設置していない車両は軽トラですとか軽のバン、こういったいわゆる作業に使う車につきましてはまだ設置はしておりません。実際に事故を起こした公用車のバスですけれども、こちらにもドライブレコーダーは積んでおりますけれども、映像の内容につきましては確認しておりません。相手方とその場で警察も入って検証しておりますので、映像の確認はしておりません。事故の詳しい内容ですけれども、内容というか状況ですけれども、こちら中学校の国内研修の迎えに行く時で実際にガード下に縦列駐車をしようとした際に本当にちょっと接触したというような形であります。運転手につきましては町の職員であります。以上です。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

ドライブレコーダーを設置されているが映像を見ていないということですが、やはりどのような状況で事故があったかということ大変重要だと思うんです。警察の方が入って検証はしていると言うんですけれども、町の車両が事故を起こしたというのがどういう理由によるのかというのを町として把握するべきだと思います。是非ドライブレコーダーの映像確認したうえで改めて事故状況を議会にお示し頂きたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回の事故を起こしたバスにつきましては、リアですね、後ろ方向にはカメラはついておりませんので、おそらく今回の状況ですと前しかないので映っていないと思います。事故が起こったときにドライブレコーダー一応中身を検証して今後出せるものであれば報告したいと思います。以上です。

議長（加藤彰男君）

3回目ですよ。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

是非今後検証していただきたいと思います。今ご答弁頂いたんですが、バスにドライブレコーダーが前方にしかないということ私はちょっと不自由分ではないかと思うんです。大きなバスがですね、バックするときに今回は車両相手の事故ではありましたが、人を傷つけてしまうということもあります。そうした場合に今回損害賠償を町がですね、保険会社を通じてではなくて賠償金額を支払うということなので、自動車保険によるんですか、わかりました自動車保険によって支払うということなんですけれども、やはり人身事故にもつながるものですのでしっかり前方にも後方にもドライブレコーダー備えて頂きたいと思います。まだ未設置の車両もあるということなのでけれども併せて今後設置を検討して頂きたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、そちらの方は今後検討させていただきたいと思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第 50 号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第 51 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 6、議案第 51 号「損害賠償の額の決定と和解について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

議案第 51 号損害賠償の額の決定及び和解について。提案理由、この案を提案するのは損害賠償の額を定め及び和解をするため議会の議決が必要であるからである。乗用車駐車時に発生した事故につきまして次の通り損害賠償の額を確定し和解することについて地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により議会の議決を求める。内容につきましては、1 事故発生日につきましては令和 6 年 10 月 29 日。事故発生場所は愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字大沼 1 番地 1。事故の内容につきましては東栄ひだまりプラザ駐車場内において自家用車を駐車しようとした際、車止めのピンが出ており車両前底部がピンに接触しアンダーカバーを損傷させた。損害賠償の相手方は記載の通りです。損害賠償の額につきましては 1 万 7,600 円。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3 番（浅尾もと子君）

はい、お尋ねいたします。ひだまりプラザでの事故による損害賠償であります。議案書にはですね、東栄ひだまりプラザ駐車場内において自家用車を駐車しようとした際車止めのピンが出ており車両前底部がピンに接触しアンダーカバーを損傷させたとあります。賠償額 1 万 7600 円ですがこの車止めのピンが出ていたというのはですね、どういう状況なのかということをお尋ねしたいと思います。なぜこの車止めのピンが飛び出していたのか車体と車止めの間にはある程度の高さに余裕があるものと思いますけれども、だいた

い何センチ飛び出していたためにこの車を傷つけてしまったのかということを伺いたいと思います。そしてその事故の原因と施設内の他の車止めの点検状況他にもこのような箇所があるのではないのかということを確認されていると思いますけれども点検状況を伺います。今後の再発防止策を併せて伺います。またピンが出ていたということが書かれているんですけれども事故の状況は議員にはちょっとよくわかりませんが事故状況のわかる写真をご提示頂きたいと思います。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

車止めにつきましては、コンクリートブロック製で上部2か所にアンカーピンで打ち込んで使用しております。なぜ出ていたのかということですが、出ていた部分の長さは特段測っておりませんが、一般的なアンカーピンにつきましてはピンの長さが一般的なものは18センチでブロックが約10センチですから飛び出たということでその部分では最大ですと約8センチほどではないかと思われます。また今回ピンが出ていたという原因がちゃんとしたことはわかっておりませんが、事故の原因としては考えられるのは車止めに大きな力がかかってブロックが動いてピンが抜けたものと思われます。例えばですけれども、アクセルを踏みすぎたり踏み間違えて隣の駐車場から乗り越えて、車止めが逆方向からあたったということで大きな力を加わったのではないかとそういうことが考えられます。また車止めの点検状況につきましては、駐車場でピンが抜けていたりまたはブロックが動いている車止めはないかということを確認しております。これからも定期的に異常がないか確認していきたいと思います。また写真の提示につきましては議会の方から要求があれば対応したいと考えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁いただきました。ピンが飛び出していたという原因についてですね、大きな力が加わったということにご答弁いただいたんですけれども、同様のことがそうですね、ご答弁頂いたように原因がこれだということはしっかりわかっていないということだと思います。ですので、今後も同様のことが起こりうると思うんですけれども関連してお尋ねしたいと思います。こういった設備の不良がですね原因が外部の力だというご答弁があったんですけれども、施設の整備の問題であった場合にはどうなるかということでお尋ねしたいと思います。この施設の不具合による事故が今回発生したわけなんですけれども、工事の施工者である徳倉三河田中特定工事共同企業体とですね管理者である町、どちらにこの責任はあったのかというふうに考えます。町は外部の力がということであったので全面的に

町の管理責任だと考えてよいのかとその点伺いたいと思います。2020年4月に民法が改正されまして従来瑕疵担保責任というものがありましたが、これが契約不適合責任に改められました2022年10月のひだまりプラザの竣工から約2年間の設備不良による事故が起きたということなのですけれども、契約不適合責任に基づく損害賠償ですとか補修工事などの追完請求の対象とはこれはならないのでしょうか。対象にならないとしたらその理由をお伺いいたします。また町は事業者との間で契約不適合責任の範囲をどのように定めたのか併せて伺いたいと思います。責任の期間、免責特約など任意規定があればその内容についてもお伺いいたします。併せて契約書の該当箇所の提示を求めたいと思いますが認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

不具合による事故と考えて企業体または町のいずれに責任があったのかということでの質問でありますけれども、先ほどのご質問の中にもあったように原因については特定はされておられませんけれども、実際に大きな力が加わったということでのブレーキ等の踏み間違え等大きな事故は駐車場内では繋がってはおりませんけれども、実際に車が隣の駐車場の方にいって乗り越えてしまったということは数回目にしたことはありますので、その内容のとおりですね私どもの設備の不具合とは考えておりません。またその次の質問ではございますけれども契約不適合責任に基づく損害賠償や補修工事などの追完請求の対象にならないかどうかということですが、東栄町の公共工事請負契約の約款の第56条第1項におきまして2ヵ年で追完の請求ができないものと解釈しております。また契約不適合責任の範囲をどのように定めたかということですが同様に契約約款のとおりと考えております。また契約の該当箇所の提示を求めたいということですが、先ほどと同じように議会の方から要求があれば対応したいと考えます。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、ご答弁いただきました。ブレーキの踏み間違えによる車止めを乗り越えてしまうということを目にしまうことがあるとおっしゃったので、じゃ原因としてはほとんどそんなことによるんだというふうに町としてはほとんど特定しているといっているのでしょうか。

議長（加藤彰男君）

福祉課長。

福祉課長（亀山和正君）

原因につきましては、直接の事故の原因につきましては特定はできておりませんが、いま回答しましたようにそういった場内での発生したものを見たことがあるので1つの原因になるのではないのかなと推測するものでありますので、直接の原因ではございません。以上です。

議長（加藤彰男君）

はい、よろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます。

これより議案第51号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、議案第51号は原案のとおり可決されました。

----- 議案第52号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第7、議案第52号「損害賠償の額の決定と和解について」を議題といたします。
執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

議案第52号損害賠償の額の決定と和解について。提案理由、この案を提出するのは損害賠償の額を定め及び和解をするため議会の議決が必要であるからである。職員駐車場の清掃活動中における発生した事故について次の通り損害賠償の額を確定し和解することについて地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求める。事故発生日につきましては令和6年10月13日。事故発生場所は愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑、役場職員駐車場。事故の内容は、役場職員駐車場において当該場所の東側に面する場所で職員が草刈り作業を行っていたところ、草刈り機から跳ねた小石が当該場所に駐車していた相手車両の左前方部にあたり助席側の窓を破損したものです。損害賠償の相手方は記載の通りです。損害賠償の額につきましては24万6,609円となります。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございますか。

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

お尋ねいたします。職員が草刈りをしていた時にこうした事故ということでもあります。詳しい事故の状況と再発防止策をお伺いしたいと思います。町民の方から伺いますと草刈り等をする時にはもう 1 人の方がですね、大きなカバーをもって石が飛ばないようにするというようなことも言われますけれども、そうした対策がとられていたのか伺いしたいと思います。併せて今回損害賠償の額 24 万 6,609 円支払うんですけれども、何かしら保険によるものなのか町が直接支出するものなのか教えて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

今回の事故に関しましては飛散防止ネットを使用していなかったため草刈り機の回転数を落としたり根元の深いところまで刈らないように注意しながら草刈りをしておりましたけれども、事故が起きてしまったものです。今後はですね、飛散防止ネットを購入したりして活用していきたいと考えております。もう 1 つの方は保険で対応しております。以上です。

議長（加藤彰男君）

浅尾議員。

3 番(浅尾もと子君)

はい、飛散防止ネットをやはりどこで草刈りを行うにせよですね、しっかり対策して頂きたいと思います。もう 1 点お尋ねしたいんですが、今回の事故発生日が 10 月の 13 日とありますのでこの日は日曜日でありました。町の職員が草刈りのために日曜日に出動していたということになるかと思います。休日に職員が草刈りのために出動していたということになるかと思います。町職員による草刈りの実施状況を教えて頂きたいと思います。役場職員駐車場はいつもこの職員の皆様で草刈りをしているのか、定例であるのか、特定のイベントがある場合に限るのか実施状況をお伺いしたいと思います。私はですね、町役場の職員の皆さん非常に少ない職員体制で掛け持ちをしながら業務にあたっておりますので、やはり担当業務に専念できるようにですね草刈りについてはシルバー人材センターなど外部の事業者業務委託することを考えるべきではないかと思います。認識を伺います。

議長（加藤彰男君）

町長。

町長(村上孝治)

これは休日の業務でありましたので、役場駐車場の今回の場合はごみの収集で使うという状況の中で職員が出て草刈りをして頂いたという状況、これ過去私も役場職員だったので当然役場職員駐車場として利用していますので、職員が出て草刈りをやったりそれから職員の中で維持の中でやったりして頂いておりますが、今回はそういう状況でありましたので休日出勤という状況であったと思います。それからもう1つはさっき言ったようにですね、職員が限られている状況の中で本来休日を選ぶのは駐車をしていないという前提です。ところが、今回学校の先生が行事の関係でそこで車を止めていったという状況の中での草刈りだったのでこういう状況になってしまったという状況であると思います。いまおっしゃるように職員も少ない状況の中、それぞれの持ち場において草刈りを当然やりますので全体的な状況を見てもどこを見てもそういう環境にありますので、草刈りを常日頃から業務としてやらなければならないという状況はわかっております。それからシルバーもここで答弁するかどうかは別としてもシルバー人材センターそのものも人材がおりません今ですから、草刈りをやる人ですね確保も難しいという状況の中で選択をして順番を決めながらやって頂いておるんですけれども、すべてをシルバーさんをお願いするという状況が実際できるかどうか分かりませんが、その分含め今後しっかりこういうことがですね、故意としてやったことではありませんのでこれを私は責めるつもりはありませんが、しかしながら、さっき言った浅尾議員も言われたようにですね、ネットを持ってですね当然道路の作業なんかは2人で道路側に車が通るのを承知でやっていますので、いちばんいいのはこういう状況は車をその日に広報してでもですね1台も置かずにやるというのが原則だと私は思っています。従って、休日を選んだという状況は決して悪いことではないと思っておりますが、その対応は時間外だったり代休を取って頂くという状況は当然やって頂きますので、今後しっかり事故をおきないように取り組みをして頂きたいと思っていますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいでしょうか。

伊藤議員よろしいでしょうか。

伊藤議員。

5番(伊藤真千子君)

賠償の金額なんですけれども24万6,609円。これはモータースやディーラーからの確認をしますよね。私はこの前自分の車をちょっと他の人に草刈りの時にわれちゃって直したんですけれども、こんな金額ではなかった、もっと安くできたんですけれども妥当な金額なんですかね。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

今回この賠償額につきましては、車両の損傷した箇所の修理とその間のレンタカー代が入っていますので、ちょっとぱっとみ高く感じるかと思います。

議長（加藤彰男君）

はい、伊藤議員。

5 番（伊藤真千子君）

いま総務課長言われたみたいにこれだけの金額だとみんなガラス交換だけだと思ってしまいますので、もしできれば内容的にこの金額のところにガラス代の修理及びレンタカー代とか入れておいていただくと皆さん理解できるのでないかと思います。今後そのようにお願い致します。

議長（加藤彰男君）

いいですか。

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、検討したいと思います。

議長（加藤彰男君）

他によろしいでしょうか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切ります。

続いて本案に対して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり。）

討論なしと認めます

これより議案第 52 号の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり。）

ご異議なしと認め議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

なお、先ほどの 51 号の質疑において事故の状況の写真の件とですね契約の部分がありました。事故の状況の写真については保管しているとの理解で宜しいでしょうか。いいですか。その写真については議会事務局に渡るようにして頂き必要な人はその写真を見て頂くということです。契約内容については相手方がありますので、一度執行部に確認して頂い

て契約箇所についてということが議会に出せるかどうか、それを確認した上でまた同様に
対応して頂きたいと思います。皆さんよろしいでしょうか。

----- 閉 会 -----

議長（加藤彰男君）

以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和6年第3回東栄町議会臨時会を閉会いたします。